

○工事現場における適正な施工体制の確保等の運用について(通知)

(平成 13 年 12 月 3 日施第 1355 号会計課長、施設課長通知、所管各庁の長あて)
(除く、法務研、公安審、公安事務所、公安研)

改正 平 16. 1. 20 施 181 平 27. 3. 27 施 725 令 7. 1. 30 施 162

平成 13 年 12 月 3 日付け法務省施第 1354 号をもって「工事現場における適正な施工体制の確保等について（依命通達）」が発出されたところですが、同通達中の「6 現場における施工体制の把握と対応」及び「7 大臣官房施設課長への報告」の運用については、下記のとおりとしたので、その運用に留意願います。

記

1 定義

- (1) この通知において「一括下請負」とは、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与（実質関与）しているときを除き、請け負った工事の全部又はその主たる部分を一括して他の建設業者に請け負わせること及び請け負った工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の建設業者に請け負わせることをいう。
- (2) この通知において「実質関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等）を行うことをいう。

2 施工体制の把握に関する点検内容と対応方法について

施工体制の把握に関する点検内容と対応方法については、次の事項に留意の上、別紙 1「施工体制の把握に関する点検内容と対応方法」によること。

(1) 施工体制台帳及び施工体系図の作成

- ア 受注者に提出させる施工体制台帳の様式は、原則として別紙 2 のとおりとする。
- イ 施工体制台帳は、当該工事を施工するために下請契約を締結したときに作成させること。
- ウ 施工体制台帳は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 8 第 1 項、同法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 14 条の 2 及び平成 7 年 6 月 20 日付け建設省経建発第 147 号「施工体制台帳の作成等について」に基づき作成させること。また、施工体制に変更が生じたときは、その都度、作成させること。
- エ 当該工事に伴う警備に関する請負契約については、一次下請負となる警備会社の商号又は名称、現場責任者及び工期について記載させること。
- オ 下請契約が単価契約であるときは、その旨を記載させること。
- カ 施工体制台帳及び建設業法施行規則第 14 条の 2 第 2 項に規定する添付書類は、工事着手までに提出させること。

キ 掲示する施工体系図は、平成7年6月20日付け建設省経建発第147号「施工体制台帳の作成等について」に基づき作成させること。

(2) 施工体制台帳及び施工体系図の記載漏れ等に関する報告

施工体制台帳及び添付書類並びに施工体系図の記載内容が、実際の施工体制と異なる場合は、是正を求めるとともに、次の事項に該当するときは、大臣官房施設課長に報告すること。

なお、イ及びウについては、記載すべき事由が生じてから概ね1か月を経過したものに適用すること。

ア 施工技術者及び建設業法第26条の2に規定する技術者に係る通知に虚偽の記載があったとき。

イ 一次下請負人の記載漏れがあったとき。

ウ 二次下請以下の下請負人について、契約期間が1か月以上かつ契約金額が500万円以上の下請負人の記載がなかったとき。

(3) 一括下請負に関する点検及び報告

ア 監督職員は、別紙3の1「工事現場における施工体制の把握表（一括下請負）」及び別紙3の2「工事現場における施工体制の把握表（実質関与）」により、点検すること。

イ 一括下請負に関する点検は、施工技術者の専任、施工体制、元請負人及び下請負人の担当工事、実質関与等について実施すること。

ウ 一括下請負に関する点検は、工事中に1回以上行うものとし、順次点検項目を絞り込むなどの工夫をして効率的に実施すること。

エ 施工技術者の専任については、専任を必要とする工事すべてについて点検すること。また、共同企業体のときは、すべての構成員で専任の施工技術者が配置されていることを把握すること。

オ 次のいずれかに該当する工事(以下「重点点検対象工事」という。)については、重点的に点検すること。

(ア) 主たる部分を実施する一次下請負人が、元請契約額のうち最大契約額の過半を請け負っている工事

(イ) 同業種の資格区分において、同規模（ランク）又は上位規模の建設業者が一次下請以下の下請負人である工事

(ウ) 工区割された同時期の隣接工事について、同一建設業者が一次下請以下の下請負人である工事

(エ) 低入札価格調査対象となった工事

(オ) その他、施工技術者の専任に疑義がある工事等、点検の必要を認めた工事

カ 重点点検対象工事については、元請負人だけでなく、少なくとも三次下請負人までの自ら施工していないと思われる下請負人についても点検すること。

キ 1回の点検で判定が困難な工事は、点検頻度を増やすこと。

ク 元請負人が主たる部分を自ら施工していることが把握できた場合など、一括下請負に該当しないことが明らかになったときには、以降の点検を省略して差し支え

ない。

(4) 一括下請負の疑義がある工事の判定方法

- ア 施工技術者の専任がない場合は、建設業法第26条違反となり得ることから、一括下請負の疑義がある工事とする。
- イ 元請負人の実質関与に関する点検及び判定は、別紙3の2「工事現場における施工体制の把握表（実質関与）」による。
- ウ 一括下請負の疑義がある工事の判定に当たっては、施工体制にも注意し、別紙4「紛らわしいケースでの判定の目安」を参考に判定する。
- エ 別紙4は、判定の目安であるので、次のような場合は、これらの要素も加味して、別途判定する。
 - (ア) 当該施工体制について請負人からの説明に合理性が認められたとき。
 - (イ) 一括下請負の調査に対して不誠実な行為が明らかとなったとき。

(5) 前記(3)及び(4)の結果、一括下請負に該当すると疑うに足る事実があると判定したときは、大臣官房施設課長に報告すること。

- 3 施工体制の把握結果の整理は、別紙3の3「工事現場における施工体制の把握表」によること。
- 4 監督職員は、完成検査職員が行う検査の参考とするため、施工体制の把握結果を検査職員に提示すること。
- 5 前記2の(4)による一括下請負の判定に疑義が生じ、判定が困難なときは、大臣官房施設課長に意見を求めることができる。
- 6 平成13年10月1日以降は、二次下請負以下の契約書についても契約金額を記入することになっているので留意すること。

施工体制の把握に関する点検内容と対応方法

別紙 1

目的	背景	点検項目	点検内容	実施時期	対応方法
Ⅰ 施工技術者 ^{※1} の専任の徹底	元請負人が適切に業務を行い、工事の品質を適切に確保するために義務づけられている施工技術者の専任を把握	①監理技術者資格者証の把握	監理技術者本人から携帯している監理技術者資格者証を提示させる。 監理技術者資格者証の会社名、工種区分、期限、裏書きによる変更などについて把握	工事着手前	＜ステップ 1＞ 疑義がある場合は、監理技術者、元請会社に説明を求めるとともに、監理技術者が直接かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（住民税特別徴収税額通知書等の写し）の提出を求める。
		②同一性の把握	配置予定監理技術者 ^{※2} 、通知による施工技術者 ^{※3} 、施工体制台帳に記載された施工技術者及び監理技術者資格者証に記載された技術者が同一であることを把握 監理技術者資格者証の写真により本人であることを把握	工事着手前	＜ステップ 2＞ さらに必要な場合は、監理技術者証発行部局に問い合わせる。
				工事着手前	＜ステップ 3＞ 契約担当官等に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行い、施設課長に報告する。
		③常駐の把握	施工技術者の常駐を把握 打ち合わせ時等に監理技術者等が施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し主体的に関わっているかを把握 （把握結果は、別紙 3 の 3 「工事現場における施工体制の把握表」に反映する。）	工事施工中 1 (回／月) 程度	＜ステップ 1＞ 疑義がある場合は、現場での把握頻度を増やす。また、必要に応じて本人に不在の理由を聞く。
				工事施工中 打ち合わせ時	＜ステップ 2＞ 契約担当官等に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行い、施設課長に報告する。
		④施工体制台帳	施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものが提出されていることを把握 施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書が添付されていることを把握 下請負金額が記入されていることを把握	工事施工中 当初及び変更時 工事施工中 当初及び変更時 工事施工中 当初及び変更時	＜ステップ 1＞ 施工体制台帳等の不備を発見した場合は改善措置を求める。また、必要な場合は、現場での把握頻度を増やす。施工技術者本人において疑義がある場合は、施工技術者が直接かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（住民税特別徴収税額通知書等の写し）の提出を求める。
Ⅱ 適切な施工体制の確保	不良・不適格業者を的確に発見・排除し、工事の品質確保、建設業の健全な発展を図るために、現場の施工体制を把握	⑤施工体系図	施工体系図が当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを把握 施工体系図に記載のない業者が作業していないことを把握 （例えば、安全訓練等の出席者名簿、日々の作業指示書などで確認） 施工体系図に記載されている施工技術者及び施工計画書に記載されている施工技術者が本人であることを把握	工事施工中 当初及び変更時	＜ステップ 2＞ 契約担当官等に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行い、施設課長に報告する。
				工事施工中 1 (回／月) 程度	
				工事施工中 当初及び変更時	
		⑥施工体制の把握	元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められることなどを把握	工事中 1 回以上 (工事初期等)	＜ステップ 1＞ 別紙 3 の 1 「工事現場における施工体制の把握表(一括下請負)」及び別紙 3 の 2 「工事現場における施工体制の把握表(実質関与)」にある点検項目について把握する。 ＜ステップ 2＞ 一括下請負の疑義がある工事については、施設課長に報告する。
		⑦工事カルテの登録	受注時工事カルテは適正に、かつ期限内に登録されているかを把握 建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に設置してあること、施工技術者が正しく記載されていることを把握 建設業退職金共済制度に関する標識が現場に掲示されていることを把握 労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されていることを把握	工事着手前	＜ステップ 1＞ 不適切な場合は是正を求める。
				工事施工中 1 回	＜ステップ 1＞ 不適切な場合は是正を求める。
				工事施工中 1 回	＜ステップ 2＞ 契約担当官等に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行い、その後の措置について施設課長に報告する。
				工事施工中 1 回	
Ⅲ その他	その他、元請の適正な施工体制の確保のために必要な事項について把握	⑧建設業許可を示す標識	建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に設置してあること、施工技術者が正しく記載されていることを把握	工事施工中 1 回	＜ステップ 1＞ 不適切な場合は是正を求める。
		⑨建設協制度に関する掲示	建設業退職金共済制度に関する標識が現場に掲示されていることを把握	工事施工中 1 回	＜ステップ 2＞ 契約担当官等に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行い、その後の措置について施設課長に報告する。
		⑩労災保険に関する掲示	労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されていることを把握	工事施工中 1 回	
		⑪再下請通知書を提出すべき旨の掲示	請負人が再下請を行う場合に再下請請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示を行っているか。	工事当初 1 回	

備考

- 1 「※ 1」は、建設業法第 2 6 条に規定する主任技術者及び監理技術者をいう。
- 2 「※ 2」は、競争参加資格確認申請書又は技術資料に記載された配置予定の施工技術者をいう。
- 3 「※ 3」は、工事請負契約書の規定に基づき通知された施工技術者をいう。
- 4 契約担当官等とは、会計法（昭和 2 2 年法律第 3 5 号）第 2 9 条の 3 第 1 項に規定するものをいう。

年 月 日

施工体制台帳

[会社名] _____

[事業所名] _____

建設業の 許可	許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日

工事名称 及び 工事内容				
発注者 及び 住所				
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日	

契約 営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
現場 代理人名		権限及び意見 申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
監理技術者 補佐名		資格内容	
専門 技術者名		専門 技術者名	
資格内容		資格内容	
担当 工事内容		担当 工事内容	

一号特定技能外国人の 従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会 社 名		代 表 者 名	
住 所			
工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建 設 業 の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第14条の2第2項）

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者を置く場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

施工体制台帳（施工体系図）

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

作成日 年 月 日

発注者名	
工事名称	

工期	自 年 月 日
	至 年 月 日

元請名	
監督員名	
監理技術者名 主任技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
	担当工事内容
専門技術者名	
	担当工事内容

元方安全衛生管理者

会長	総括安全衛生責任者

書記

副会長	

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
		担当工事内容
工期 年 月 日 ～ 年 月 日		

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
		担当工事内容
工期 年 月 日 ～ 年 月 日		

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
		担当工事内容
工期 年 月 日 ～ 年 月 日		

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
		担当工事内容
工期 年 月 日 ～ 年 月 日		

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
		担当工事内容
工期 年 月 日 ～ 年 月 日		

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
		担当工事内容
工期 年 月 日 ～ 年 月 日		

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
		担当工事内容
工期 年 月 日 ～ 年 月 日		

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
		担当工事内容
工期 年 月 日 ～ 年 月 日		

備考
一次下請人となる警備会社については、商号又は名称、現場責任者名、工期を記入する。

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
		担当工事内容
工期 年 月 日 ～ 年 月 日		

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
		担当工事内容
工期 年 月 日 ～ 年 月 日		

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
		担当工事内容
工期 年 月 日 ～ 年 月 日		

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
		担当工事内容
工期 年 月 日 ～ 年 月 日		

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
		担当工事内容
工期 年 月 日 ～ 年 月 日		

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
		担当工事内容
工期 年 月 日 ～ 年 月 日		

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
		担当工事内容
工期 年 月 日 ～ 年 月 日		

工事	会社名	
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
		担当工事内容
工期 年 月 日 ～ 年 月 日		

施工体制台帳(工事担当技術者)

担当技術者台帳

元請会社名	
監理技術者名	
生年月日	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任 ・ 非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任 ・ 非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任 ・ 非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任 ・ 非専任	
【写真添付欄】	

備考

- 添付する写真は、縦3センチ×横2.4センチ（運転免許証写真）程度の大きさとし、顔が判別できるものとする。
- 番号は、施工体系図の番号とする。
- 本様式は、2部作成し、1部保管し、1部提出する。
ただし、カラーコピーもしくはデジタルカメラ写真を印刷したものを提出してもよい。

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任 ・ 非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任 ・ 非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任 ・ 非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任 ・ 非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

年 月 日

再下請負通知書

直近上位
注文者名

【報告下請負業者】

住 所

TEL

FAX

会 社 名

代表者名

元 請 名 称

《自社に関する事項》

工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契 約 日	年 月 日

建 設 業 の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 適用除外	未加入	加入 適用除外	未加入	加入 適用除外	未加入
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

監 督 員 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現 場 代 理 人 名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		専 門 技 術 者 名	
主 任 技 術 者 名	専 任 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告します。

会 社 名		代 表 者 名	
住 所 電 話 番 号			
工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第14条の4第3項）

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）

施工体制台帳

一号特定技能外国人建設現場入場届出書

監督職員 殿

年 月 日
 (一次下請企業の名称)
 (責任者の職・氏名)
 (受入企業の名称)
 (責任者の職・氏名)

一号特定技能外国人の建設現場への入場について下記のとおり届出ます。

記

1 建設工事に関する事項

建設工事の名称	
施工場所	

2 建設現場への入場を届け出る一号特定技能外国人に関する事項

※ 4名以上の入場を申請する場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等に対応すること。

	一号特定技能外国人 1	一号特定技能外国人 2	一号特定技能外国人 3
氏名			
生年月日			
性別			
国籍			
業務区分			
現場入場の期間			
在留期間満了日			
CCUS登録情報が最新であることの確認	☐ 確認済 (確認日:)	☐ 確認済 (確認日:)	☐ 確認済 (確認日:)

3 受入企業・建設特定技能受入計画に関する事項

業務区分	
従事させる期間 (計画期間)	
責任者 (連絡窓口)	役職 氏名 連絡先

※業務区分・従事させる期間については、建設特定技能受入計画の記載内容を正確に転記すること

○添付書類

提出にあたっては下記に該当するものの写し各1部を添付すること

- 1 建設特定技能受入計画認定証 (複数ある場合にはすべて。建設特定技能受入計画認定証については別紙 (建設特定技能受入計画に関する事項) も含む。)
- 2 パスポート (国籍、氏名等と在留許可のある部分)
- 3 在留カード
- 4 受入企業と一号特定技能外国人との間の雇用条件書
- 5 建設キャリアアップシステムカード

工事現場における施工体制の把握表（一括下請負-1）

No.	点 検 項 目		内 容		点 検 日			
一般事項								
1	工事名				年月日	年月日	年月日	年月日
2	元請負会社名							
3	業種／ランク							
4	主たる部分（最大工事費の工種）							
5	請負金額（百万円）							
6	契約年月日							
7	予定工期							
8	一次下請数							
9	二次下請数（警備除）							
点 検 項 目			説 明					
元請負人に着目した点検			主に元請負人の一括下請負についての点検					
一般事項					内 容			
10	監理技術者の専任（①OK、②疑義、③問題）	②は頻度増、重点調査対象、③は報告番号及び点検日記入						
11	元請の主たる部分の直営施工（①あり、②なし）	元請に直営施工があり、かつ過半を占める時は元請に関する18以下の調査不要（下請に関する調査は必要）						
12	一次下請負契約金額合計（百万円）							
13	元請実施額（元請契約額－下請額計、百万円）							
14	元請実施割合（元請実施額／元請契約額）							
15	主たる部分を実施する（最大契約額の）一次下請会社名							
16	上の請負金額（百万円）							
17	上の金額割合（上の金額／元請契約額）							
施工体系のパターン特性			以下に該当するパターンの場合、重点調査対象（少なくとも28まで点検）					
18	a. 主たる部分を実施する（最大契約額の）一次下請負人が元請契約額の過半を実施（①yes、②no）	①の場合は会社名						
19	b. 同業種の同規模（ランク）又は上位規模の会社が一次下請にある（①yes、②no）	①の場合は一次下請会社名						
20	c. 工区割された同時期の隣接工事について同一会社が一次下請等に存在（①yes、②no）	①の場合は会社名及び（当該一次下請の請負金額合計／元請負金額の内少額の一方の請負金額）						
21	d. 低入札価格調査対象工事（①yes、②no）	①の場合は会社名						
22	e. その他、調査の必要性を認めた工事（①yes、②no）	①の場合は会社名						
施工体系のパターン特性で抽出した一次下請会社に関する事項					年月日		年月日	
23	該当一次下請負会社名							
24	上記の請負金額（百万円）							
25	上記の主任技術者の所属及び専任（①OK、②疑義、③問題）	②は継続調査、③は報告						
26	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事						
27	上記の主たる部分の直営施工（①あり、②なし）							
元請負人の実質関与					年月日	年月日	年月日	年月日
28	元請の実質関与（総合的な企画・調整等の業務の実施状況（判定：ア、イ、ウ））	単年度工事の場合、工期中間で1回以上。ただし、重点調査対象は頻度を増す。 パターン特性で注目した一次下請負との関係にも着目しつつ、別紙3-2「施工体制の把握表（実質関与）」により点検						
29	元請と主たる部分を施工する一次下請等の役割分担の考え方についての元請負人の意見	上でイ又はウの場合、又は別紙4「紛らわしいケースの判定の目安」で一括下請負の疑義がある工事となる場合等に元請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。						
30	元請と主たる部分を施工する一次下請等の役割分担の考え方についての一次下請負人の意見	元請負人の意見を聞いた上で、必要な場合に一次下請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。						
31	以上の点検結果より一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施（①実施、②継続調査、③不要）							

備考

- 1 直営施工は、主要機械オペレータ、労働者を直接に指導して施工している場合とする。
- 2 「報告」とは、施設課長に対する報告をいう。
- 3 本様式は点検に適した形式に変更して差し支えない。

工事現場における施工体制の把握表（一括下請負-2）

No.	点 検 項 目		点 検 日	
一般事項		内 容	年月日	年月日
1	工事名		年月日	年月日
	下請負人に着目した点検	少なくとも三次下請まで点検	内 容	
32	管理業務のみと思われる下請負会社の有無 (①あり、②なし)	施工体制台帳等から抽出した管理業務のみと思われる会社の有無		
33	該当会社の社名			
34	上の下請負次数			
35	上の請負金額（百万円）			
36	上の主任技術者の所属及び専任（①OK、②疑義、③問題）	②は継続調査、③は報告		
37	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事		
38	上記の主たる部分の直営施工（①あり、②なし）	該当会社に直営部分がない場合は、再下請負会社の属性を調査(以下の項目)		
39	該当会社からの再下請会社の数			
40	再下請負会社の内、最大契約額の会社の契約額（百万円）	把握できない場合はその旨記入		
41	上の金額割合（下位会社の請負金額／上位会社の請負金額）			
42	上の主任技術者の所属及び専任（①OK、②疑義、③問題）	②は継続調査、③は報告		
43	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事		
44	当該下請負人等の役割分担の考え方、元請による指導内容（業法第24条の6）等についての元請負人の意見	上記の調査で、下請負人に一括下請負の疑義がある場合に、元請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入		
45	一括下請負の疑義がある下請負人の意見	元請負人の意見を聞いた上で、必要な場合に当該下請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入		
46	以上の点検結果より一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施（①実施、②継続調査、③不要）			
(以下は複数社ある場合に使用)				
33	該当会社の社名			
34	上の下請負次数			
35	上の請負金額（百万円）			
36	上の主任技術者の所属及び専任（①OK、②疑義、③問題）	②は継続調査、③は報告		
37	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事		
38	上記の主たる部分の直営施工（①あり、②なし）	該当会社に直営部分がない場合は、再下請負会社の属性を調査(以下の項目)		
39	該当会社からの再下請会社の数			
40	再下請負会社の内、最大契約額の会社の契約額（百万円）	把握できない場合はその旨記入		
41	上の金額割合（下位会社の請負金額／上位会社の請負金額）			
42	上の主任技術者の所属及び専任（①OK、②疑義、③問題）	②は継続調査、③は報告		
43	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事		
44	当該下請負人等の役割分担の考え方、元請による指導内容（業法第24条の6）等についての元請負人の意見	上記の調査で、下請負人に一括下請負の疑義がある場合に、元請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入		
45	一括下請負の疑義がある下請負人の意見	元請負人の意見を聞いた上で、必要な場合に当該下請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入		
46	以上の点検結果より一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施（①実施、②継続調査、③不要）			

備考

- 1 直営施工は、主要機械オペレータ、労働者を直接に指導して施工している場合とする。
- 2 「報告」とは、施設課長に対する報告をいう。
- 3 本様式は、点検に適した形式に変更して差し支えない。

工事現場における施工体制の把握表（実質関与）

工事名			元請負人	主たる部分を行う一次下請人	当該項目に
元請負会社名			○：実施してる	○：元請に代わって実施	関する実施
主の一次下請負会社名			△：一部が欠けている	△：元請の補助として実施	者（備考 1）
請負金額比（一次下請： ）／（元請： ）＝			×：ほとんど出来ていない	□：担当分野を実施（項目 7.8.10）	○：元
元請負人の実質関与に関する点検事項			－：判別不能	×：関与していない	△：元＋一次
				－：判別不能、対象外	×：一次
番号	項目	内容	監督・検査での点検事項等		左の判定
1	施工技術者	・元請負会社に所属している施工技術者の専任が認められる。	・施工計画書に記載された施工技術者の所属 ・専任状況	－	
2	発注者との協議	・請負契約書に基づく協議・報告事項、設計内容の確認や設計変更協議等の打合せを主体的に実施	・打合せ、打合せ簿等		
3	住民への説明	・工事施工に関する具体的内容の住民説明を行う。 ・住民等からの苦情等について、的確に対応	・日報、住民からの苦情の内容等		
4	官公庁等への届出等	・労働安全衛生法、環境法令等に定められた官公庁等への届出等を行い、履行 ・工事施工上必要な道路管理者、交通管理者等への申請、協議を実施	・申請書等の内容等		
5	近隣工事との調整	・近隣工事との調整を適切に実施	・近隣工事と調整がとれた施工等		
6	施工計画	・契約図書の内容を適切に把握 ・設計図等の調査を的確に実施 ・施工計画（工程計画・安全計画・品質計画等）を立案 ・必要となった修正を適切に実施	・施工計画書、施工計画打合せ等		
7	工程管理	・工事全体を把握し、工事の手順・段取りを適切に調整・把握 ・工程変更を余儀なくされた時に適切に対応 ・災害防止のための臨機の措置を実施	・施工計画と実際の差等		
8	出来形・品質管理	・品質確保の体制整備 ・所定の検査・試験を実施 ・検査・試験結果を適切に保存 ・不具合等の発生時に適切な対策を実施	・出来形報告書類、品質記録書類、写真等		
9	完成検査	・下請施工分の完成検査	・点検時ヒアリング、元請の出来形管理資料等	－	
10	安全管理	・安全確保に責任ある対英の保持 ・設備、機械、安全施設、安全行動等の点検 ・労働者の安全教育、下請負業者の安全指導	・施工計画書、仮設物の状況、仮設物の点検記録、日報、安全大会、安全パトロール・教育の実施状況等		
11	下請の施工調整及び指導監督	・施工場所、施工取り合い部分、仮設部の使用等について調整指導 ・施工上の留意点、技術的内容について具体的に指導 ・施工体制台帳、体系図の整備	・現場の施工状況、下請負からの苦情、下請の事故等の処理、施工体制台帳等		
12	総合判定	○の数 △の数 ×の数 判定（備考 3）			

備考

1 例示

元請	下請	実施者	
○	×	○	元請が実施（一次は実施していない。）
×	○、□	×	実質的に一次が実施
△	△、□	△	元請と一次下請で実施
○	□	○	7.8.10のみ。ケース 1、ケース 2 に該当する場合は、注意して点検あり得ないケース
○	○	○、△	

2 元請が実施すべき業務まで実施している場合は△、専門工程に係る業務のみを実施している場合は□

3 判定

判定
ア．すべて○：元請負は実質関与していた。
イ．全項目で△又は×：一次下請が元請が行うべきことを実施していた。（元請の一括下請として施設課長に報告）
ウ．ア、イ以外：元請と一次下請が共同で元請の行うべき総合的な企画調整等を実施していた。

4 本様式は点検に適した形式に変更して差し支えない。

工事現場における施工体制の把握表

1 工事概要

工 事 名				
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日			
請 負 金 額	元 請	千 円	一次下請総額	千 円
請 負 会 社 名				
監 理 技 術 者				
監 督 員				

2 工事着手前の把握

実施日： 年 月 日

把 握 項 目	把 握 内 容	把 握 欄
① 監理技術者資格者証の把握		
② 同一性の把握		
⑦ 工事カルテの登録の把握		
所 見		

3 工事当初〔1回〕の把握

把 握 項 目	把 握 内 容	把 握 欄
⑪ 再下請通知書を提出すべき旨の掲示		
所 見		

4 工事施工中〔1回〕の把握

実施日： 年 月 日

把 握 項 目	把 握 内 容	把 握 欄
⑧ 建設業許可を示す標識		
⑨ 建退共制度に関する掲示		
⑩ 労災保険に関する掲示		
所 見		

5 工事実施中〔当初及び変更時〕の把握

④ 施工体制台帳

当初・変更時	把握日	把握欄	所見
当初			
() 変更時			
() 変更時			
() 変更時			
() 変更時			

6 工事施工中の把握

③常駐の把握 [1 (回/月) 程度]

⑤施工体系図 [1 (回 / 月) 程度]

⑥施工体制の把握〔工事中1回以上（工事初期等）〕

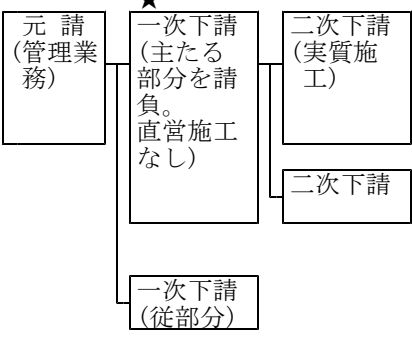
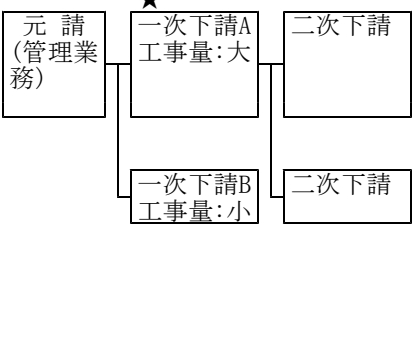
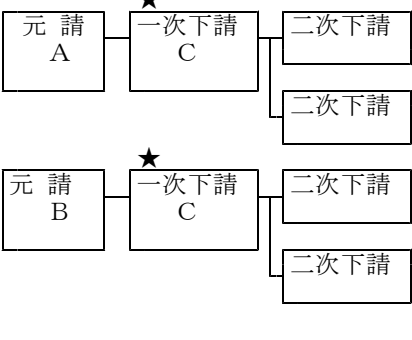
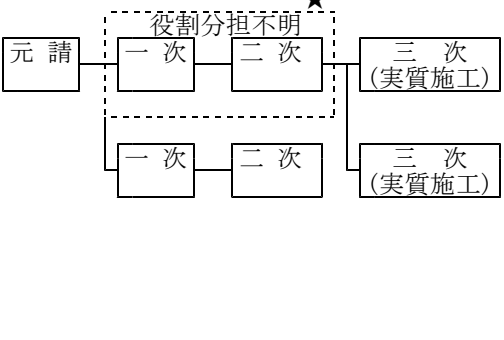
[illegible]

備考

- 1 把握表の記載は監督員が行う。
- 2 把握欄には、専任状況等について把握した結果を○又は×で記入する。
- 3 各所見欄は、疑義又は不適切な内容について記載する。
- 4 施工体制台帳及び施工体系図の把握の変更時とは、体制の変更時であり、設計変更時ではない。
- 5 本様式は、点検に適した形式に変更して差し支えない。

紛らわしいケースでの判定の目安

別紙 4

ケース内容	ケー 1	ケース2	ケース3	ケース4（下請の一括下請負）
	主たる部分を行う一次下請負人が主たる部分の直営施工をしておらず（管理業務が主体）二次下請負人以下が実質施工しているケース 	特定の一次下請負人が主たる部分の直営施工をしているが当該一次下請負人が工事全体の大部分を実施しているケース 	工区割りされた同時期に隣接工事について同一会社が一次下請負人（元請と一次下請の場合も同様）として、主たる部分を実施しているケース 	下請負人に直営施工がなく、再下請負人が実質的に施工をしているケース 
元請負の実質関与の状況（点検結果）＊ ア（全体実施） 総合的な企画・調整等全体を実施。 イ（部分実施） 総合的な企画・調整等を部分実施。 ウ（関与していない） 総合的な企画・調整等を実施していない。	○元請のみ実質関与 ① ☐ × 一次下請の業務が不明確で介在が不適切と判定 ○一次下請は専門工種部分の施工管理を実施（実質関与） ② ☐ ○ 専門工種が元発注工事のほとんどを占める場合は、③と同様でないか注意して点検 ③ ☐ × 一次下請は元請負の補助もしくは代行業務を実施と判定 ケースに関わらず一括下請負の疑義有	① ☐ ○ 但し、特定の一次下請が工事の大部分を実施している場合は②でないか注意して点検 ② ☐ × 一次下請が直営施工と元請負が行うべき管理業務を実施していると判定	点検結果に関わらず要件に合致すれば…… 一括下請負の疑義有	①主任技術者の専任が認められる。 ①－1 ☐ ○ 専門工種の管理指導上の必要性が認められ、実質関与をしている。 ①－2 ☐ × 専門工種の管理指導上の必要性が認められない、若しくは、実質関与をしていない。 ②主任技術者の専任が認められない。 ② ☐ ×

＊元請の実質関与に関する点検項目（ア、イ、ウの判定要素）

- | | | | |
|------------|-----------|------------------|-------------|
| 1 技術者専任 | 2 発注者との協議 | 3 住民への説明 | 4 官公庁等への届出等 |
| 5 近隣工事との調整 | 6 施工計画 | 7 工程管理 | 8 出来形品質管理 |
| 9 完成検査 | 10 安全管理 | 11 下請の施工調整及び指導監督 | |